

福祉交流施設条例（平成6年岩手県条例第50号）第6条第2項の規定により、ふれあいランド岩手の利用料金を次のとおり承認した。

平成27年3月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

1 体育施設の個人利用料金

区 分	単 位		児童、生徒及び学生	一 般
プール	普通使用	1回につき	円 220	円 420
		回数使用		
		5回につき		2,000
		11回につき		4,000
体育館	1回につき		50	100
トレーニングルーム	普通使用	1回1時間までごとに	150	320
		回数使用		
		5回につき		1,500
		11回につき		3,000
陸上競技場	1回につき		50	100
アーチェリー場	1時間までごとに		50	100

2 体育施設の貸切利用料金

(1) プール

区 分		単 位	10時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	10時から 17時まで	13時から 21時まで	10時から 21時まで
全面使用	児童、生徒及び学 生		円 8,430	円 16,850	円 21,070	円 25,290	円 37,940	円 46,370
		1時間までごとに	5,050	5,050	6,320			
	一般		16,850	33,720	42,150	50,580	75,870	92,730
		1時間までごとに	10,100	10,100	12,640			
区分使用（ 1コース）	児童、生徒及び学 生		1,420	2,850	3,530	4,270	6,380	7,790
		1時間までごとに	850	850	1,060			
	一般		2,850	5,690	7,050	8,540	12,750	15,590
		1時間までごとに	1,700	1,700	2,110			

備考1 10時前に使用する場合は、その超える時間1時間につき、10時前のときは10時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに全面使用する場合における利用料金の額は、10時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

3 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに区分使用（1コース）する場合における利用料金の額は、10

時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

(2) プール以外の施設

区 分			単 位	9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
体育館	全面使用	児童、生徒 及び学生		円	円	円	円	円	円
				1,530	2,000	2,530	3,530	4,530	6,060
		1時間までごとに	600	600	760				
		一般		3,050	4,000	5,060	7,050	9,060	12,110
	1時間までごとに		1,200	1,200	1,510				
	区分使用 (半面)	児童、生徒 及び学生		790	1,000	1,260	1,790	2,260	3,050
			1時間までごとに	300	300	370			
		一般		1,580	2,000	2,530	3,580	4,530	6,110
			1時間までごとに	600	600	760			
	区分使用 (4分の 1面)	児童、生徒 及び学生		420	520	630	950	1,160	1,580
			1時間までごとに	150	150	190			
		一般		840	1,050	1,260	1,890	2,310	3,160
1時間までごとに			310	310	370				
第1卓球 室	全面使用	児童、生徒 及び学生		1,420	1,890	2,370	3,320	4,270	5,690
			一般	2,850	3,790	4,740	6,640	8,540	11,380
	区分使用	児童、生徒 及び学生		1時間までごとに1台ごとに150円					
			一般		1時間までごとに1台ごとに320円				
第2卓球 室	児童、生徒及び学生			1時間までごとに270円					
	一般			1時間までごとに520円					
陸上競技 場		児童、生徒 及び学生		円	円	円	円	円	円
				1,160	1,530	1,530	2,680	3,050	4,220
		1時間までごとに	460	460	460				
		一般		2,310	3,050	3,050	5,380	6,110	8,430
1時間までごとに	910		910	910					
テニスコ ート	全面使用	児童、生徒 及び学生		5,690	7,590	7,590	13,280	15,180	20,870
			一般	11,380	15,180	15,180	26,550	30,350	41,730
	区分使用	児童、生徒 及び学生		1時間までごとに1面ごとに470円					
			一般		1時間までごとに1面ごとに950円				
ゲートボ ール場	全面使用	児童、生徒 及び学生		円	円	円	円	円	円
				1,260	1,690	1,690	2,950	3,370	4,640
	一般	2,530	3,370	3,370	5,900	6,750	9,280		
区分使用	児童、生徒		1時間までごとに1面ごとに220円						

		及び学生							
		一般		1時間までごとに1面ごとに420円					
アーチェリー場	児童、生徒 及び学生		円	円	円	円	円	円	円
			630	840	840	1,470	1,690	2,310	
		1時間までごとに	250	250	250				
	一般		1,260	1,690	1,690	2,950	3,370	4,640	
		1時間までごとに	500	500	500				

備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、9時前のときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに体育館を全面使用する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

3 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに体育館を区分使用（半面）する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

4 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに体育館を区分使用（4分の1面）する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

5 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに陸上競技場を使用する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

6 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとにアーチェリー場を使用する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

3 会議室等の貸切利用料金

区 分	9時から12時 まで	13時から17時 まで	17時から21時 まで	9時から17時 まで	13時から21時 まで	9時から21時 まで
第1会議室	円 1,370	円 1,790	円 2,310	円 3,160	円 4,110	円 5,480
第2会議室	1,370	1,790	2,310	3,160	4,110	5,480
第1教養室	1,160	1,580	2,000	2,740	3,580	4,740
第2教養室	840	1,050	1,370	1,890	2,430	3,270
第1研修室	1,260	1,690	2,110	2,950	3,790	5,060
第2研修室	1,580	2,000	2,530	3,580	4,530	6,110
創作室	1,260	1,580	2,000	2,850	3,580	4,840
陶芸室	1,470	2,000	2,530	3,480	4,530	6,000
音楽室	1,580	2,110	2,630	3,690	4,740	6,320
調理実習室	1,890	2,430	3,050	4,320	5,480	7,370
こども広場	1,370	1,790	2,310	3,160	4,110	5,480

備考 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、9時前のときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、

17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

4 ふれあいホールの貸切利用料金

区 分		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
入場料等を徴収しない場合		円 3,160	円 4,220	円 5,270	円 7,370	円 9,480	円 12,650
入場料等を徴 収する場合	興行として行うものでない場合	4,740	6,320	7,900	11,070	14,220	18,960
	興行として行うものである場合	9,480	12,650	15,810	22,130	28,460	37,940

備考1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

2 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、9時前のときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金
屋外照明設備	テニスコート	全面使用	実費を基準として知事が定める額
		区分使用	
	アーチェリー場	貸切使用	
ふれあいホール	照明設備		円 740
	音響設備		520
	グランドピアノ		840

2 利用料金の適用年月日

平成27年4月1日